

令和8年度青森県幼児教育アドバイザー及び架け橋コーディネーター派遣実施要項

1 目的

県内の各幼稚園、保育所、認定こども園、小学校及び義務教育学校（以下「幼児教育施設等」という。）のニーズに合わせ、幼児教育アドバイザー及び架け橋コーディネーター（以下「アドバイザー等」という。）を派遣し、園内及び校内研修のサポートや教育・保育内容等についての助言等を通じて、幼児教育の質の向上及び幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

2 派遣先

- (1) 幼児教育施設等
- (2) 市町村、市町村教育委員会、研修機関及び幼児教育・保育関係団体

3 アドバイザー等の業務内容

- (1) 園内研修等のサポートに関すること。
 - (2) 幼児教育・保育相談等に関すること。
 - (3) 幼稚園教員や保育士等の資質の向上に関すること。
 - (4) 幼児教育と小学校教育の接続に関すること。
- ※架け橋コーディネーターは（４）に従事する。

4 アドバイザー等の派遣手続

- (1) 派遣を希望する幼児教育施設等は、原則として希望日（派遣当日）の１か月前までに、幼児教育アドバイザー等派遣依頼書（様式１）をあおり幼児教育センター（公立幼稚園、小学校及び義務教育学校においては、市町村教育委員会及び教育事務所を通じて）に提出する。
- (2) あおり幼児教育センターは、アドバイザー等派遣の可否を決定し、幼児教育施設等（公立幼稚園、小学校及び義務教育学校においては、市町村教育委員会及び教育事務所を通じて）に派遣決定通知書（様式２）により通知する。
- (3) 派遣終了後、派遣先の幼児教育施設等は、幼児教育アドバイザー等派遣報告書（様式３）を速やかにあおり幼児教育センターに提出する。
- (4) 派遣終了後、アドバイザーは幼児教育アドバイザー等報告書（様式４）を速やかにあおり幼児教育センターに提出する。

5 派遣に伴う謝金等

- (1) アドバイザーへの謝金については、派遣先での業務１時間当たり２，９００円とし、県教育委員会が負担する。
- (2) アドバイザー等への旅費については、県規定により支給する。
- (3) アドバイザー等の派遣は、原則として平日９時から１７時までの間とし、５時間を超えないものとする。

6 その他

- (1) アドバイザー等の選定、研修等の実施・運営等に当たっては、事前に相互に連絡・調整を行うこととする。
- (2) 県教育委員会は、アドバイザー等派遣に関する事業の実施状況を把握し、その適正な実施のために必要な調査、指導及び助言を行うことができる。
- (3) 派遣先がアドバイザー等の不適切な活用をしたと認められる場合、県教育委員会は、この派遣を中止することができる。

令和7年度青森県幼児教育アドバイザー兼架け橋コーディネーター派遣実施要項

1 目的

県内の各幼稚園、保育所、認定こども園、小学校及び義務教育学校（以下「幼児教育施設等」という。）のニーズに合わせ、幼児教育アドバイザー兼架け橋コーディネーター（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、園内及び校内研修のサポートや教育・保育内容等についての助言等を通じて、幼児教育の質の向上及び幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

2 派遣先

- (1) 幼児教育施設等
- (2) 市町村、市町村教育委員会、研修機関及び幼児教育・保育関係団体

3 アドバイザーの業務内容

- (1) 園内研修等のサポートに関すること。
- (2) 幼児教育・保育相談等に関すること。
- (3) 幼稚園教員や保育士等の資質の向上に関すること。
- (4) 幼児教育と小学校教育の接続に関すること。

4 アドバイザーの派遣手続

- (1) 派遣を希望する幼児教育施設等は、原則として希望日（派遣当日）の1か月前までに、幼児教育アドバイザー派遣依頼書（様式1）をあおり幼児教育センター（公立幼稚園、小学校及び義務教育学校においては、市町村教育委員会及び教育事務所を通じて）に提出する。
- (2) あおり幼児教育センターは、アドバイザー派遣の可否を決定し、幼児教育施設等（公立幼稚園、小学校及び義務教育学校においては、市町村教育委員会及び教育事務所を通じて）に派遣決定通知書（様式2）により通知する。
- (3) 派遣終了後、派遣先の幼児教育施設等は、幼児教育アドバイザー派遣報告書（様式3）を速やかにあおり幼児教育センターに提出する。
- (4) 派遣終了後、アドバイザーは幼児教育アドバイザー報告書（様式4）を速やかにあおり幼児教育センターに提出する。

5 派遣に伴う謝金等

- (1) アドバイザーへの謝金については、派遣先での業務1時間当たり2,900円とし、県教育委員会が負担する。
- (2) アドバイザーへの旅費については、県規定により支給する。
- (3) アドバイザーの派遣は、原則として平日9時から17時までの間とし、5時間を超えないものとする。

6 その他

- (1) アドバイザーの選定、研修等の実施・運営等に当たっては、事前に相互に連絡・調整を行うこととする。
- (2) 県教育委員会は、アドバイザー派遣に関する事業の実施状況を把握し、その適正な実施のために必要な調査、指導及び助言を行うことができる。
- (3) 派遣先がアドバイザーの不適切な活用をしたと認められる場合、県教育委員会は、この派遣を中止することができる。

幼児教育アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1 本県の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置、委嘱、職務等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 県内の各幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校のニーズに合わせ、園内研修等のサポートや幼児教育・保育相談等を行い、幼稚園教員や保育士等の資質の向上を図るため、青森県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）にアドバイザーを置く。

(委嘱)

第3 アドバイザーは、幼児教育等に関し専門的知識及び経験を有する者のうちからあおり青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

(任期)

第4 アドバイザーの委嘱期間は、1年以内とする。ただし、再委嘱をすることができる。
2 委嘱期間内において幼児教育アドバイザーとして不適当であると認められるときは、その委嘱を解くことがある。

(職務)

第5 アドバイザーの職務は、次のとおりとする。
(1) 園内研修等のサポートに関すること。
(2) 幼児教育・保育相談等に関すること。
(3) その他、幼稚園教員や保育士等の資質の向上に関すること。

(謝金及び費用弁償)

第6 アドバイザーが教育長からの依頼に応じ、職務に従事した場合は、予算の範囲内において下表の区分により謝金を支給する。
2 アドバイザーに対する費用弁償は、県教育庁学校教育課（以下「学校教育課」という。）において支給するものとする。

区 分	1時間当たり	1日当たり	備 考
大学教授級	7,400円	37,000円	大学学長・大学副学長・大学教授（元職を含む）
大学准教授級	5,900円	29,500円	大学准教授（元職を含む）、高校長（元職を含む）、特別支援学校長（元職を含む）、医師
小・中校長級	4,500円	22,500円	小・中校長（元職を含む）、大学講師等
教頭級	3,800円	19,000円	小・中・高校教頭（元職を含む）
教諭級	2,500円	12,500円	小・中・高校教諭（元職を含む）、幼稚園長

(守秘義務)

第7 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8 アドバイザーに関する庶務は、学校教育課において処理する。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

令和7年度青森県幼児教育アドバイザー~~等~~派遣実施要項（案）

1 目的

県内の各幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校（以下「幼児教育施設等」という。）~~等~~のニーズに合わせ、幼児教育アドバイザー~~又は幼保小連携アドバイザー~~（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、園内~~及び校内~~研修のサポートや教育・保育内容等についての助言等を通じて、幼児教育の質の向上及び幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

2 派遣先

- (1) 幼児教育施設等
- (2) 市町村、市町村教育委員会、研修機関及び幼児教育・保育関係団体

3 アドバイザーの業務内容

- (1) 園内研修等のサポートに関すること。
 - (2) 幼児教育・保育相談等に関すること。
 - (3) 幼稚園教員や保育士等の資質の向上に関すること。
 - (4) 幼児教育と小学校教育の接続に関すること。
- ※(4)については、訪問の際、必ず取り上げることとする。

4 アドバイザーの派遣手続

- (1) 派遣を希望する幼児教育施設等は、原則として希望日（派遣当日）の1か月前までに、幼児教育アドバイザー派遣依頼書（様式1）をあおり幼児教育センター（公立幼稚園及び小学校等においては、市町村教育委員会及び教育事務所を通じて）に提出する。
- (2) あおり幼児教育センターは、幼児教育アドバイザー派遣の可否を決定し、幼児教育施設等（公立幼稚園及び小学校等においては、市町村教育委員会及び教育事務所を通じて）に派遣決定通知書（様式2）により通知する。
- (3) 派遣終了後、派遣先の幼児教育施設等は、幼児教育アドバイザー派遣報告書（様式3）を速やかにあおり幼児教育センターに提出する。
- (4) 派遣終了後、幼児教育アドバイザーは幼児教育アドバイザー報告書（様式4）を速やかにあおり幼児教育センターに提出する。

5 派遣に伴う謝金等

- (1) アドバイザーへの謝金については、派遣先での業務1時間当たり2,900円とし、県教育委員会が負担する。
- (2) アドバイザーへの旅費については、県規定により支給する。
- (3) アドバイザーの派遣は、原則として平日9時から17時までの間とし、5時間を超えないものとする。

6 その他

- (1) アドバイザーの選定、研修等の実施・運営等に当たっては、事前に相互に連絡・調整を行うこととする。
- (2) 県教育委員会は、アドバイザー派遣に関する事業の実施状況を把握し、その適正な実施のために必要な調査、指導及び助言を行うことができる。
- (3) 派遣先がアドバイザーの不適切な活用をしたと認められる場合、県教育委員会は、この派遣を中止することができる。

幼児教育アドバイザー謝金について

1 当初予算

教諭級	$12,500 \text{ 円} \times 20 \text{ 園} \times 4 \text{ 人} \times 3 \text{ 回} = 3,000,000 \text{ 円}$	(@ 1 時間 = 2,500 円)
校長級	$22,500 \text{ 円} \times 20 \text{ 園} \times 1 \text{ 人} \times 1 \text{ 回} = 450,000 \text{ 円}$	(@ 1 時間 = 4,500 円)
准教授級	$29,500 \text{ 円} \times 20 \text{ 園} \times 1 \text{ 人} \times 1 \text{ 回} = 590,000 \text{ 円}$	(@ 1 時間 = 5,900 円)
	280 回 = 4,040,000 円	
	1 回 = 14,428 円	(@ 1 時間 = 2,885 円)

2 アドバイザーの謝金

【当初計画】

学校教育課事業単価表により、以下のように1時間当たりの単価を決めた。

幼稚園長	1 時間当たり	2,500 円
小学校長	1 時間当たり	4,500 円
大学准教授	1 時間当たり	5,900 円

【令和5年度変更】

中村代理から、幼児教育アドバイザーとしての業務は同じであるため謝金に差をつけない方がよいとのアドバイスを受けたため、再検討することとした。

①予算からの按分

上記のとおり、1時間当たり 2,885 円

②他県の状況

宮城県・・・1時間当たり 2,800 円

熊本県・・・1時間当たり 2,860 円

岩手県・・・1時間当たり 4,100 円 (県の幼児教育推進モデル指定研究事業)

③本県他事業

日本語指導支援員	1 時間当たり	<u>2,500 円</u>
スーパーバイザー		5,900 円
通訳		5,900 円
スクールカウンセラー	1 時間当たり	<u>2,900 円</u>
		5,900 円



本県の幼児教育アドバイザーの謝金を **2,900 円** とする。

3 2,900 円で計算すると

1 時間当たり 2,900 円
1 回 5 時間まで $2,900 \text{ 円} \times 5 = 14,500 \text{ 円}$
 $4,040,000 \text{ 円} \div 14,500 \text{ 円} = 278 \text{ 回}$